

後期高齢者医療保険料について

① 保険料の計算方法

保険料は基礎賦課額分(以下、医療分)と子ども・子育て支援金賦課額分(以下、子ども分)からなります。医療分、子ども分それぞれの均等割額、所得割額を合計して1年分の保険料を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{医療分} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ \quad \quad 49,100 \text{ 円} \quad \quad \text{基礎控除}^{*1} \text{ 後の総所得金額等}^{*2} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \times 9.00\% \\ \\ \text{年間保険料額} = \quad \quad \quad \oplus \\ \\ \text{子ども分} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ \quad \quad 1,300 \text{ 円} \quad \quad \text{基礎控除}^{*1} \text{ 後の総所得金額等}^{*2} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \times 0.25\% \end{array}$$

- ・均等割額 (被保険者全員で均等に負担)
- ・所得割額 (被保険者の所得に応じて負担)

(※1) 基礎控除額は以下の通りです。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円を超え、2,450万円以下	29万円
2,450万円を超え、2,500万円以下	15万円
2,500万円を超える	なし

(※2) 総所得金額等とは、前年の所得から算定した総所得金額、山林所得、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計です。

- ・賦課限度額 医療分 : 85万円(年額)
子ども分 : 2万1000円(年額)

- ・保険料は、栃木県統一の保険料率により、一人ひとりに納めていただきます。
※世帯主課税の国民健康保険と違い、個人に賦課されます。
- ・保険料率は、2年に一度見直されることになっております。

② 所得の低い方への軽減措置【均等割額】

世帯(世帯主+被保険者全員)の総所得金額等の合計が以下の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。

世帯は、その年度の4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得からさらに15万円を控除した額で軽減を判定します。

軽減割合	世帯の総所得金額等の合計
7割 ^{※3}	43万円+10万円×{給与所得者等の数 ^{※4} -1}以下
5割	43万円+10万円×{給与所得者等の数 ^{※4} -1}+{31万円×被保険者数}以下
2割	43万円+10万円×{給与所得者等の数 ^{※4} -1}+{57万円×被保険者数}以下

(※3) 令和8年度については、医療分のみ7割軽減に加えて、さらに0.2割の軽減を行っています。

(※4) 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

③ 被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方については、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も2年間は5割軽減されます。

なお、所得の低い方への軽減措置【均等割額】にも該当する場合は、高いほうの軽減割合が適用されます。

④ 保険料の納め方

	介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の 1/2 を超える	介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の 1/2 を超えない
年金受給額が年額 18 万円以上で介護保険料が年金から差し引かれている	普通徴収	特別徴収
年金受給額が年額 18 万円未満、または介護保険料が年金から差し引かれていない	普通徴収	

○特別徴収 → 年金から天引きされます

仮徴収 4月、6月、8月 本徴収 10月、12月、2月

・7月にならないと保険料額が確定しません。そのため、4月、6月、8月については前々年中の所得によって仮に算定した保険料を納めていただきます。そして年額の決定後に、年額とすでに納付した分の差額を10月、12月、2月の年金から納めていただきます。

※2月の年金から保険料の天引き（特別徴収）がなかった方は、翌年度、納付書または口座振替による納付（普通徴収）になりますので、納期限までに忘れずにお支払いください。

○普通徴収 → 口座振替や納付書で納めます

・市から送付される納付書や口座振替によって納めます。

（通常は7月中旬に納入通知書を送付いたします。）

・新たに後期高齢者医療制度に加入をした方、他市から転入してきた方は、その年度は普通徴収になります。

※口座振替に変更を希望の方は、①振替口座の預金通帳 ②通帳印を持参のうえ、日光市役所税務課または各行政センター市民サービス係、各地区センター・出張所、もしくは金融機関にてお手続きください。

⑤ 保険料の減免

災害や生活困窮などにより、保険料を納めることが困難な時には、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。困ったときは、お早めにご相談ください。

問い合わせ先

財務部 税務課 市民税係

電話番号 0288-21-5113